

3 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告について（注１）

市長から諮問を受けた子どもの権利委員会は、諮問事項に沿った川崎市の子どもたちを取り巻く状況を把握するため、川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査を行った。

第1部 アンケート調査

I 調査概要

2008（平成20）年3月に住民基本台帳及び外国人登録原票から無作為抽出した川崎市内在住の満11歳から17歳までの子ども4,500人、満18歳以上のおとな1,500人と別途抽出した市立施設等の職員982人と合わせて計6,982人に対し、郵送でアンケート調査を行った。その結果、子ども1,847票（回答率41.0％）、おとな628票（回答率41.9％）、職員512票（回答率52.1％）の回答があった。

II アンケート調査の結果

アンケート調査は、子どもの思いや生活を知るために楽しいこと、疲れること、安心する場所や相談する人、つらいことをされたときの対処法、相談先等の質問を行い、具体的な相談機関、理想の相談機関のことを訊いた。その結果、おとなや職員は、子どもの実態や意識とは必ずしも一致しないことが分かり、子どもの思いや意見を丁寧に向き合って受け止める必要があることが分かった。また、子どもの認知度が高いしくみは「スクールカウンセラーまたは心のかけはし相談員」や「かわさきチャイルドライン」であり、相談機関に望むことで多かった回答は「どんな話でも聞いて受けとめてくれること」「秘密が守られるところ」であった。

III 自己肯定感の高低からみた子どもの特徴と相談・救済活動

自己肯定感は、「社会で役立ちたい」、「自分のことが好きで大切にされている」という気持ちを基準にして、それぞれの質問への回答を子どもの自己肯定感の高さ、低さによって分析した。その結果、「つらい体験」については、自己肯定感の低い子どもは、「つらくてどうしようもないこと」を経験した割合がやや高く、「やめてほしい」と言わず「がまんする」といった方法でしのいでおり、高い子どもと比較して対処法として選択する手段が乏しいことがうかがえた。また、自己肯定感の高い子どもは「相談した結果」を相対的にポジティブに解釈する傾向があるのに対し、低い子どもはネガティブに認識している割合が高いこともうかがえた。

IV 自由記述

子どもの自由記述は1,847人の回答中1,141人の書き込みがあり、「子どもの権利」に関するもの278件（22％）やおとなへの提言147件（12％）が多く、特徴的な記述として相談・救済へ望むこと73件（6％）や相談機関のPRなどがあった。おとなの自由記述は、332件の回答があり、「子どもとのかかわりについて」の151件（34％）が最も多く、相談・救済については32件（7％）の書き込みがあった。職員については、221人の書き込みがあり、「おとなの意識改革」72件（27％）をはじめ全般的に意見があった。「相談・救済」に関しては32件（7％）であった。

第2部ヒアリング調査

個別の支援を必要とする子どもについては、アンケートでは十分に把握できないため、特別

なニーズや安心してＳＯＳを出せているか等子どもの実態や意識について直接聴き取りを行った。

児童養護施設に入所している子ども、韓国・朝鮮、フィリピンなど多様な文化的背景をもつ子どもとそれぞれ個別面談でヒアリングを行った。楽しいことや安心できる時・場所、困っていることやその対処法、相談相手や相談機関を中心に話をした。その中で分かったことは、相談したい相手として認めてもらうためには、信頼関係が必要なこと、相談機関の施設訪問活動などは身近な存在になるため効果的であることが分かった。また、多様な文化的背景をもつ子どもたちには、コミュニケーションへの支援が重要であることも分かった。

4 子どもの相談及び救済に関する事業調査報告について

子どもの権利委員会は、答申を行うための基礎資料とするため、子どもの相談・救済に関する４つの所管局・７つの事業（ ）に対して「子どもの相談・救済に関する事業調査・評価票」を作成し、２００９（平成２１）年１月、市長に対し、施策の評価依頼を行った。市は各所管局からの回答として「子どもの相談及び救済に関する事業調査報告（以下、事業調査報告）」（注２）をまとめ、３月に権利委員会へ報告した。この事業調査報告は、６月２３日から市のホームページを通じて公表され、７月１３日まで市民意見を募集した。

（ ） 子どもからのＳＯＳを直接受け止め、子どもの相談及び救済に関わる施策（事業）

「人権オンブズパーソン」	（市民オンブズマン事務局）
「児童・青少年電話相談」	（市民・こども局）
「児童虐待防止センター」	（ " ）
「教育相談」	（教育委員会事務局）
「スクールカウンセラー」	（ " ）
「インターネット問題相談窓口」	（ " ）
「こども相談窓口」	（区役所）

5 行政、市民、子どもとの対話について

「子どもの相談及び救済に関する事業調査報告」に基づいて、行政、市民、子どもとの対話を行った。特に市民及び子どもとの対話においては、市民や子どもが意見を出しやすいよう、内容や方法について配慮した。

（１）所管局との対話（注３）

２００９（平成２１）５月２１日、２２日に、教育委員会事務局、市民・こども局、７区役所の担当職員（１１名）、人権オンブズパーソン２名、専門調査員３名、人権オンブズパーソン担当職員１名との対話を行った。

子どもの相談及び救済に関わる施策（事業）について、対話における共通視点は、以下の３点とした。

- （a）これまでの取り組みにおける成果を確認する
- （b）今後の取り組みについて建設的な話し合いをする
- （c）子どもが１人ででも安心してＳＯＳを発することができるようにするための施策の

あり方を考える

「人権オンブズパーソン」については、運営実態と成果、小・中学校における「人権オンブズパーソン子ども教室」や児童養護施設への訪問事業、広報と公表等についての報告を受け、a 相談者に寄り添い相談を重ねることにより、自主的解決など実質的救済につながった具体的な事例と成果、b 認知度を高めるための工夫、c 学校や他の相談・救済の機関や民間団体との連携・協力体制、d 年次報告書における公表、e 勧告、意見表明等について対話を行った。

「虐待防止センター」「児童・青少年電話相談」については、市民・こども局こども家庭センターから、事業の位置づけ、運営実態と成果、学校における広報、児童相談所との関係等についての報告を受け、a 24 時間 365 日体制をとり運営している日々の成果、b 効果的にそれぞれの機能を活かすための方策、c 区役所のこども支援室や他機関との連携（民間の救済活動を含む）における限界や課題、d 今後予定している具体的な取り組み等について対話を行った。

「教育相談」「スクールカウンセラー」については、教育委員会事務局総合教育センターから、事業の位置づけ、運営実態と成果、不登校対策連絡協議会等を通じた他機関との連携、学校内の相談体制、情報共有の方法等についての報告を受け、a 不登校の児童生徒の思いを受け止め、子どもの意見を尊重しながら問題点を整理し、解決策についてともに考えた成果、b 相談指導学級・ゆうゆう広場・教育活動総合サポートセンター・フリースペースたまりば・民間のフリースクールを紹介することで効果があった事例、c スクールカウンセラーが中学校に全校配置となり、教師とは違った立場で子どもや保護者のケアができるようになった成果、d 学校巡回カウンセラーへのニーズと心のかけはし相談員との関係、e 他機関（公的・民間）との連携・協力、f 広報活動の充実等について対話を行った。

「スクールソーシャルワーカー」については、教育委員会事務局総務部教育改革推進担当から、事業内容、運営実態と成果、スクールカウンセラー等との連携等についての報告を受け、a スクールカウンセラー及び学校巡回カウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの役割分担・連携における今後の方針、b 行政職員や教職員との連携・協力体制、c 子どもとの関係等について対話を行った。

「インターネット問題相談窓口」については、教育委員会事務局総務部教育改革推進担当から、窓口の設置の目的・意義・効果、運営実態と成果、川崎市立学校インターネット問題連絡協議会や神奈川県警サイバー犯罪担当等との連携、学校裏サイトの調査、問題ある記載の削除等実質的な手段、学校現場との連携、情報モラル教育の実践指導等の取組の報告を受け、a 問題を抱える児童生徒及び保護者や教職員への迅速な支援ができるようになった成果、b 調査の機能を活かして、学校との連携で学校裏サイト等の悪質な書き込みを削除し、トラブルの未然防止の取組を積極的に進めることができた成果、c 子どもたちにとって安心感のある対応を行うための工夫、d 裏サイトによる人権侵害が起こった場合の対応と再発防止策、e 多様化する相談内容のなかからみえてくるインターネット相談における子どもの現状や対応困難な事例等について対話を行った。

「こども相談窓口」については、7 区役所こども支援室主幹から、各区役所こども支援室における現状と成果、教育相談、家庭相談、保健相談が一本化されたメリット、「子ども支援ネットワーク会議」の運営、他機関・他部署との連携等についての報告を

受け、a それぞれの区において特に成果をあげている事項、b 充実した子ども相談事業の実施、c 多様な文化的背景をもつ子どもの相談への対応、d 他の相談・救済機関や民間団体との連携・協力関係の構築等について対話を行った。

(2) 市民との対話（注 4）

2009(平成21)年5月28日には、普段から相談や救済に関わっている市民活動団体として「CAPかわさき」、「NPO法人エンパワメントかながわ」、「かわさきチャイルドライン」から各々活動報告を受け、その後対話を行った。

CAPかわさきは、子どもが安心して暮らせるように考えるサポートをしている。具体的な活動についての報告を受けた。その中で学校等におけるワークショップの後には子どもが相談に来ることもあり、深刻な問題等については身近な人に相談できるように子どもを支援することもあるといった報告があった。

NPO法人エンパワメントかながわは、年間700回の活動を行い、特に虐待の早期発見やデートDVに力を入れている等具体的活動や方針についての報告を受けた。相談をすることができる身近な人を子どもとともに探したり、教師につなげていくこともあるといった報告があった。

かわさきチャイルドラインは、子ども専用電話相談（毎週水曜16時～18時）、年2回のキャンペーン電話相談（こどもの日から1週間、かわさき子どもの権利の日前後1週間）、広報紙「こころほっとらいん」の発行、電話相談員の養成を行っているといった報告を受けた。

そのあとの対話で、「子どもの権利に関する実態・意識調査」におけるかわさきチャイルドラインの認知度の高さ（59%）の理由について話題となった。ちらしをみてかけてくる子どもが多いこと、カードのデザインがカラフルで親しみやすいこと、「何でも相談してよい、楽しいことでも話してほしい」とアピールしていること等が認知度の高い要因としてあげられた。

また、チャイルドラインは「聴いてくれる場所」、人権オンブズパーソンは「動いてくれる場所」といったイメージについての意見もあった。

子どもの権利条例については、おとなのワークショップを通じて「条例がある意味」「市民が自分たちで考えて行く良い機会」「子どもたちへの対応の指針」として伝えている。また、活動の中では「『ありのままのあなたでいい』と話をするのは、子どもの最高の居場所だと思う」等の意見があった。

他に、スクールソーシャルワーカーの学校への配置、相談の仕組みについての市民への分かりやすい広報、民間と行政が一緒になったネットワーク会議の設置、デートDVの対策、中高生の居場所作りへの要望も話題になった。

(3) 子どもとの対話（注 5）

2009(平成21)年5月17日には、川崎市子ども会議（略称「かわこかい」）の子どもたちへ事前説明を行い、6月7日には子どもたちと対話を行った。対話の方法については、子どもたちの提案に基づき、2グループに分かれ話し合った後、それぞれの内容を全体で共有し意見交換を行った。

「かわこかい」の楽しいところとしては、「居心地がよい」「自分が否定されないし、尊重

してくれる」「自分の意見がはっきり言える」「価値観が違ってても話をするし、グループを作らないので楽である」といった意見が出された。

日常的な「つらいこと、疲れること、不安に思うこと」に関しては、いじめを受けて不登校になった友達に関すること、友達の発言で傷ついたこと、人間関係が崩れることやいじめられることへのおそれ等について話があった。

困ったときに相談できる人に関しては、友だち、兄弟、親、年齢の近い保健室の先生、学校の先生等があげられた。その一方で、「保健室の先生に相談したらあしらわれた」「学校の先生は信用できない」「おとなは信用できない」といった声も聞かれた。相談方法としては、家の電話からは相談しづらく、携帯電話、特に通話料のかからない携帯電話での友だちへの相談がしやすいという話が多かった。

スクールカウンセラーや心のかけはし相談員には「みんながいるときには相談しにくいので下校時間ぎりぎりまでいてほしい」「週に1回しか来ないので毎日来てほしい」といった要望や、「職員紹介のときにしか見たことがない」等といった意見もあった。

人権オンブズパーソンについては、「公民の教科書に載っている」(*川崎市市民オンブズマンについて掲載されている)、「相談を受けてくれるところとしか知らない」という声もあったが、実際に相談した内容や感想についての話もあった。

川崎市子どもの権利条例に関しては、「かわこかい」の中では話しをするが、学校や家庭では話をしない様子が伝えられた。他に「自分はあまり詳しくなく、学校の先生でも知らない人がいて、生徒はほとんど知らない」「子どもの権利も守られていない」という意見が出た。子どもたちは「まずおとなが子どもの権利条例を知って、子どもに教えてほしい」と話していた。

安心して話ができる場所に関しては、「こまめに話を聴いてくれるところ」「自分を高く評価してくれるところ」「自分が否定されないところ」といった話が出た。また、「親は決めつけたり、介入するので、見守ってほしい」という親への要望があった。他に、「相談室は相談に行ったことが他人に確実にばれるところで入りづらい」「学校の中の相談場所には行かない。うわさされるから」「相談するところを見られたら一巻の終わり」「先生はばらしそう」「言わないでと相談したのに、親に言われた」等多くの意見が出された。

相談カードに関しては、「チャイルドラインはイラストがかわいい」「相談カードは堅苦しい感じがする」「小さいことでもいいんだよというような、具体例を書く」「名前を言わないで良いとか秘密を守るとか」「オンブズパーソンのカードには絵を入れる」「子ども(当事者)の意見を聴いて相談カード作りをしてほしい」「かわこかいが、カードのデザインをする」といった意見があった。「相談をする決め手は何か」という委員からの質問には「カードのデザイン」「イラスト以外は内容」といった意見の他、カードを見て相談をすることに対して「約束が守られるか心配」といった不安の声があった。

他には、「サポーターや人権オンブズパーソンと協力して、かわこかいで子ども相談会等を開いたらどうか」「かわこかい相談カードをつくってはどうか。話を聴くよと書いておく」という話が出た。

(4) 障がいのある子どもの現状について(注6)

2009(平成21)年4月16日には、障がいのある子どもの現状について実態を把握するため、NPO法人わになろう会から報告を受けた。わになろう会は、川崎市障害児者

地域生活サポート試行事業、児童デイサービス、青年の自立活動支援を市全域で行っている。

第1に「何か困ったときＳＯＳが出しにくい、本人が困ったとサインを出していても周りがとらえにくい障がいのある子どもについて」の話があった。言葉によるコミュニケーションができないケース、言葉が話せたとしてもうまく説明できず誤解を受けるケース、言葉は話せるが一つの刺激に対して過剰な反応で大騒ぎしてしまうケース等、場合によっては、登園や登校をしぶり、引きこもってしまうこともあることが報告された。

第2に「もし子どもが困っていたら、どうしたらいいのか。言葉で伝えられなくても子どもがいろいろな形で出しているサインをどうとらえるか」についての話があった。「障がいのあるお子さんのいる家庭だけではなく、何らかの問題を抱えた家庭では、連携プレーがないと解決に向かわないし、人権が守られていけないと思うが、特に障がいのあるお子さんの場合、家庭に隠れてしまう。訪問しても親が受け付けてくれないとか、学校に行けない理由が、お母さんが起きられないからではなく、本人が発作を起こしていると別の理由で断られて、真実が見えにくい場合がある。本人が訴えられないのでわからない」との指摘がなされた。

第3に「支援にあたって配慮しなければならないこと」があげられた。「徹底して、権利保障の視点に立ち、おとなの都合を優先させないことが大事」であり、「子どもの困り感に寄り添って、何が原因なのか解きほぐす必要があると思われる。周りの都合で道を選ぶことがままあるが、できる限り自分で決められるように支援するのが大事」と述べられた。

第4に「子どもたちのＳＯＳを受け止められる社会(地域)をつくるにはどうしたらいいのか」との問題提起があった。これに関して「子どもたちの気持ち、障がいに理解があり、かつ、人権感覚のある人を育てていかなければならない」「障がいのある子どもへの配慮ができるスタッフの配置が必要である」「地域のセーフティネットづくり」等があげられた。その中で、こども支援室への障がいのある子どもについて専門知識のある職員の配置、学校における子どもがＳＯＳを出したときに受け止められる人の必要性、子どもの日常的な相談をどこにしたらいいのかルートを含めて市民にわかりやすく提供することの必要性等が指摘された。

報告のあと、相談ルートの明確化、支援における当事者以外の第三者の視点、相談を受けた場合の橋渡しの役割をどのように果たすか、ＮＰＯの支援事業者間のネットワークの現状と課題、行政への要望等について意見交換が行われた。